

東大阪市人権教育推進支援員（パートタイム会計年度任用職員）に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、人権教育推進支援に従事するパートタイム会計年度任用職員（東大阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東大阪市条例第2号。以下「条例」という。）第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員をいう。以下「人権教育推進支援員」という。）の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 人権教育推進支援員の職務は、市教育委員会から指定を受けた学校（「指定校」と呼ぶ）において、下記のテーマに関する活用事例を作成する担当教員の通常業務の軽減に係るものとする。

- （1）「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に向けた教材の活用
- （2）特別活動（学級活動、学校行事など）における人権教育の推進に向けた教材の活用
- （3）その他の人権課題に関する教材の活用
- （4）事例作成に関するすべての学習
- （5）その他、人権教育推進支援に関する業務

（分限及び懲戒並びに服務）

第3条 人権教育推進支援員の分限及び懲戒並びに服務については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定めるところによる。

（勤務時間等）

第4条 人権教育推進支援員の勤務時間は、東大阪市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準を定める規則（令和2年東大阪市規則第16号。以下「勤務時間規則」という。）第3条第1項の規定に基づき、休憩時間を除き、1週間当たり31時間とする。

2 人権教育推進支援員の勤務時間の割振りは、勤務時間規則第3条第4項の規定に基づき、所属長が割り振る。

（休暇）

第5条 人権教育推進支援員の休暇については、勤務時間規則第11条から第21条までに定めるところによる。

（報酬）

第6条 人権教育推進支援員の報酬は、東大阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年東大阪市規則第17号）第2条第1項第2号に定める報酬表を適用する。

（公務災害補償等）

第7条 人権教育推進支援員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

（社会保険等）

第8条 人権教育推進支援員の社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）その他関係法令の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。